

(1)

早く、援護を!

1974年5月25日発行 第9号
韓国の原爆被害者を救援する市民の会機関紙
事務局

〒565 吹田市桃山台3丁目36番5号
TEL 06(871)3446
振替口座 大阪 28307番

孫振斗さんの勝訴について

事務局 松井昌次

去る三月三十日、福岡地方裁判所で、私たちが注目していた、孫振斗さんが福岡県知事を相手どって訴えた原爆手帳交付申請却下処分取消請求事件についての判決が言渡された。以下にその判決書にもとづいて、事件の経過と裁判所の判断の要旨を紹介することとした。

(一) 原告孫振斗さん（以下「原告」という）は、昭和四五年一二月原爆治療を受けようとして日本に密入国し、佐賀地方裁判所唐津支部で出入国管理令違反により懲役一〇月の判決をうけて服役中、結核の病状が悪化したため刑の執行を停止され、国立福岡病院に入院し、その入院中である昭和四六年一〇月福岡県知事（以下「被告」という）に対しても、原爆医療法にもとづく被

告者健康手帳の交付を申請した。ところが、被告はその後八ヵ月もたった昭和四七年七月一四日、原告には日本における居住関係がないことを理由としてその申請を却下したので、原告が、原爆医療法にはその適用範囲について国籍や居住関係の有無によってなんら制限する規定がないことを理由として、被告に対し却下処分の取消を求めたのが本件である。

(二) 被告知事の主張はこういう。原爆医療法はいわゆる社会保障法であって、本来社会保障制度はその社会の構成員の福祉の増進をはかることを目的とするものであるから、外国人がその適用をうけるためには、日本国内に現在するだけでは足りず、少くとも適法に在留する者で、かつ日本社会の構成員として社会生活を営んでいること、つまり日本国内に居住関係を有することが必要である。従つて、一時的旅行者のように日本に不法入國の直後逮捕され、これに伴う刑の執行をうけるために日本国内に滞在していたにすぎないのであるから、右一時的旅行者の場合と異なるところはない、と。この事件に対する裁判所の判断は極めて

明快である。その理由の要点は法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に對し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。」と規定していることは、被爆者個々人の救済を第一義とするものであり、社会全体の福祉の向上なるものは、その結果副次的にもたらされることがあるにすぎない。

2 「被爆者」の範囲を規定する同法第二条、手帳交付申請手続を定める同法第三条（手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときはその現在地）の都道府県知事に申請すべき旨を定める）から見ても、この法律の適用を「被爆者」のうち日本社会の構成員である者に限る」法意であるとかがわかるものは何も存しない。

3 従つて、原爆医療法の建前は、原子爆弾の被爆者でさえあれば、たとえその者が外国人であつても、その者が日本国内に現在することによつて同法の適用を受けることができるものといふべきである。その結果として、わが国に觀光を目的として一時的に入国した外国人旅行者や不法入國した者についても、その者が原子爆弾の被爆者である限り、その者に同法は適用されることとなる。

4 しかしながら、このことはあくまでも同法の建前から導かれる結論であつて、

これら入国者に対しても、同法とは法益を異にした、他の国策にもとづく種々の法律が重疊的に適用される関係にあるから、その結果として、一時的に入国した外国人旅行者等については、その入国目的や在留期間に従うため、また、不法入国者については、刑事裁判による制裁に服するとか退去強制の措置のとられることがあるため、これら入国者においては原爆医療法が用意した救済の措置を充分に享受しえない場合がありうることとなるけれども、それであるからといって、これら入国者からの被爆者健康手帳の交付申請に対し、当該知事が他の法益や国策をおもんばかりで同法の適用をためらうこととは許されないことである。

四

福岡地方裁判所は、右のような理由をあげて、福岡県知事が原告の手帳交付申請却下したのは違法であるとし、右却下処分を取消す旨の判決をした。これは、事件としては原告孫振斗さん一人に関するものではあるが、間接的に在韓被爆者を含めすべての原爆被害者に対する日本政府の責任を明らかにしたものとして、私たちもろ手をあげて賛同をおしまない。しかし、被告知事は不當にも、この判決に対し直ちに控訴し、孫振斗さんは、今もなお大村收容所にあって、さらに長期の斗いを強いられるところとなつた。今後も皆さんのご支援とご協力を頼つてやまない。

孫 振 斗 さ ん 勝 訴

へ 孫 さ ん に 治 療 を ！ 丶 大 阪 市 民 の 会

小 林 良 生

一九七〇年十二月に、原爆症の治療と日本の在留のために密航してきた朝鮮人被爆者・孫振斗さんが、七二年十月に提訴した「被爆者健康手帳交付申請却下処分取消請求訴訟」は、福岡県を被告として8回にわたる公判を重ねてきましたが、三月三十日、その判決が福岡地裁で言い渡されました。孫さんは勝つたのです。

井野三郎裁判長による判決の要旨は次のよう�습니다。

「日本国内に適法に在留し、かつ、日本社会の構成員として社会生活を営んでいる」の適用を日本社会の構成員に限るとの意図を外国人被爆者だけではなく「わが国に観光を目的として一時的に入国した外国人旅行者や不法入国した者についても、その者が原子爆弾の被害者である限り」原爆医療法を適用して被爆者健康手帳を交付するのが当然である。

孫さんは七一年十月に福岡県に被爆者手帳の交付を申請しましたが、県はその後9か月もたつた七二年の七月に却下を通知してしまった。理由は、①原爆医療法は社会保障法の一つである。②社会保障制度はその社会の構成員の福祉の増進をはかるためのものである。

③従つてその適用には日本での適法な在留と、しかし一時的な入国者には手帳が交付されませんでした。たとえば、六八年十二月に京

ることの二条件を満たしていないければならない。④孫さんは受刑のために日本に在留しているにすぎないから、一時的に入国する旅行者と同様地域社会との結合関係（居住関係）がないというものであり、従つて孫さんには原爆医療法は適用されないと結論したのです。

福岡県のこの主張に對して、今回の判決は、①原爆医療法には他の、いわゆる社会保障法とは類を異にする特異の立法といふべき側面がある。②同法には直接的にも間接的にもその適用を日本社会の構成員に限るとの意図をうかがわせるものは何もない、と述べております。

福岡県のこの判断が根本的に誤ったものであることを明確にしました。

在日朝鮮人の被爆者では、少數ながら被爆者手帳の交付を受けている人がいます。この人々は制限のきびしい原爆医療法に定めるいくつかの症状のある人で、被爆したことを証明する二人の証人の証明が得られるなどの条件を満たした場合にはじめて交付を受けられるのですが、広島市では一五八九名（七三年十月現在）福岡県では四九名が交付を受けています。

都での第二次大戦韓国人戦没者慰靈祭に出席するため入国した林福順さんと嚴粉連さんは広島市に手帳交付を申請しましたが、広島市から問い合わせを受けた厚生省は「短期滞在の旅行者の場合、居住地不確定で法的には交付は難しい」とし、二人は交付を受けられないとまま帰国しています。

今回の判決はこのよう従来の厚生省の見解を否定するものとして注目すべきものです。ただし、この判決が出たことによって、孫さんが直ちに手帳の交付を受けたわけではなく、福岡県はこの判決を不服として、既に福岡高裁に控訴しています。

今後も、孫さんの日本での在留と治療を実現するために運動をつづける必要があります。昨年末と今年春には韓国への送還船に孫さんが乗せられる事態は防げましたが、送還される可能性は依然残っています。ひきつづき運動へのご支援をお願いします。

孫さんは今もなお、生活環境のよくない大村収容所にいます。

連絡先

大阪市東淀川区元今里北通二一
六二 田中方 △孫さんに治療を！大阪市民の会

振替 大阪六一五二一

孫振斗さんの判決に際して、韓国にある韓国原爆被害者協会は、次のような声明を行なった。参考までに掲載する。原文は韓国語。

声 明 書

今般、日本国における韓国原爆被害者孫振斗に対する裁判は、三月三〇日、一審において勝訴し、被爆者手帳を受け、原爆症治療を受けることを当然とする判決であった。

したがって、日本侵略戦争の犠牲者として韓国にいる二万余名の被爆者も、日本国内にいる日本人被爆者と同等に救済されることを希望する。

第一、韓国内被爆者に対する被害補償を要求する。

第二、韓国内被爆者に対し、治療と生活面の援護及び原爆病治療総合病院の建設を要求する。

第三、日本国大平外相が、一九七二年十月九日に発言した外国人被爆者救済に関する特別法の立法を促進する。

以上のことを具体化するために、まず、全

国の被爆者に対する実態調査を促求する。

孫振斗さん判決に際して

一九七四年三月三〇日

韓国原爆被害者協会

会長 趙 判 石

日記から 義子

(四月十三日) 沖縄のYさんから、先に振替送金された八万二千円の内訳を速達便で知らされておどろく。お金の問題ではなく、その誠実さ、その熱意にうたれる。『沖縄』と聞けば、心うずき、そこに住む人々に対して本土の人間としての負目を感じないではいる

れないが、その『沖縄』の友らより強力な人会申出を受けたのである。月十口も申出られた方が数人あり、その実生活は、本土の私

ちよりはるかにきびしい状況下にあることを思ふと、全く頭があがらない。

(五月二十二日) 孫さんの手帳裁判が勝訴したとのニュースは、この長い苦しい訴える歩みに直接関わった人にも関わらない人にもひとしく、明るいはればれした気分をふりまいたが、決して手離しては喜べない。つづく第二審と『退去強制令』裁判が待ちかまえていたが、決して手離しては喜べない。つづく

いる。『孫さんに治療を』大阪市民の会のメンバーは、私共の会の発足当時より重要な役割を占め、密接に連絡し合い協力し合って立たぬ運動にうち込んでいる青年らの肩にかかる

「韓国人原爆被害者のための 国際アピール」



私たち市民の会は、五月はじめ次のように

しよう。

な国際アピールを世界の人々に送ることになりました。それは、在韓被爆者の存在は、私たち日本人の責任にかかわりのある問題であるばかりでなく、全人類的な問題であることを考えたからです。

具体的には、世界の主要な新聞社、通信社、平和団体、宗教団体などに送ることになりましたが、こういう所にぜひ送ってほしいというような御希望がありましたから、お知らせ下さい。よろこんで送らせていただきます。なお、原文は英語です。

▲ 国際アピール ▼

広島県下在住の朝鮮人の数	
一九二〇年	一、一七三人
一九三〇年	一五、九六八人
一九三七年	一九、五二五人
一九四三年	六六、二七四人
一九四四年	八一、八六三人

(註) 四三年、四四年の数字は、国民徵用令およびいわゆる強制連行による朝鮮人の日本への移住の急増を示しています。)

世界中の多くの心ある人々は、日本人の原爆被害者には心を留めましたが。しかし、日本人と共に朝鮮人が多数被害したことを、誰が知っていたのでしょうか。国境を越えて、同情や義捐金が日本人にはそぞれましたが、これら無力の朝鮮人被災者は忘れられて来ました。被爆して祖国に帰った時、彼らは、祖国

皆様、原子爆弾は、広島と長崎で五万人の朝鮮人を殺したといえば、驚かれないでしょうか。日本へ強制連行され、労働かされていたために死んだこれらの人々に同情されないでしょうか。もつと悲惨なのは、あの恐しい爆発から生きのびたものの、傷つき、不具にされ、火傷をうけた三万人の人々です。

日本は、これら労働者を、彼らの祖国から強制的に引き離し、最も汚なく、最も激しい仕事につかせるために、日本に連れて来ました。次の数字をごらんになれば、朝鮮人の数が小さな流れから次第にふえて行つて、あの暗い恐しい日に至った様子の一端がわかるで

いました。
「世間は、なぜ私たちに背を向けたのでしょうか。私が死んだら、科学者はこの苦痛に引き裂かれた身体を使って、他の被災者にこの

恐しい苦痛から救い出せるよう、いい方法を見つけてほしいと思います。その間も、私の子供たちの遊び友だちさえ、この恐しい原爆症が感染しはしないかと、あまり近づこうとしません」と、三人の子の母は叫んでいました。

「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」は、原爆から生きのびたこれら韓國の人々を救済することが、日本人およびこの美しい地球上に核兵器が存在することに断固として反対するすべての人々の義務であると信じる日本市民のグループによつて三年前に設立されました。これはいかなる政治的主義主張もまじえない集団です。隣人にに対する絶間なきマン・ツウ・マンの訴えかけにより、この活動範囲は次第に大きくなつて来ました。会員や賛同者からの寄付は、韓国被災者が団結し、その苦しみを一般に知らせるために役立つてきました。しかし、すべての韓国人被災者に医療を施し、食物を与える、その人たちに新しい未来を与えるには、私たちの努力はまだ余りにも小さく、目標からは程遠いものです。

私たち、日本政府に対してもこれら韓国人被爆者を助けることを法制化することを求め来ましたが、現在のところ、有効な措置は何らとられていません。韓国には、原爆被災者のための医師は一人もいません。原爆の専門病院もありません。実に、彼らが生計を立

てるための仕事も、彼らが生きて行くことができるようにするための有効な援助もあります。現在、韓国では、原爆から生き残った人々は、二万人を下らないと推定されています。いまわしい原子爆弾のこの生き証人たち

は、むしばまれる健康と老令という避けることのできない運命によって、暗闇の中で、日

一日と、死んでゆく者の数を増しています。

このような状況の下に、韓国原爆被害者協

会は、ソウル市郊外に、被爆者の自活村を建

設しようと計画しています。この村で、幾人かの人々が共同で生活し、互いに助け合いながら、何かの手段によって生活することになります。

このよきな時、より多くの人々がこの悲惨な韓国人原爆被害者の存在を知り、これらの人々がより長く生きられるように、彼らに援助の手を差しのべて下さることを願つて、このアピールを世界中の人々に送ることに決めました。

原爆の苦しみは、今日は彼ら被爆者だけのものかもしれません。しかし、全人類が核兵器を禁止することを断固として決意しないなものになるのです。このことをよく考えてみましよう。彼らの中の幾人かにとつては、明日では遅すぎます。どうか、今日彼らに便りを送つて下さい。彼らのために義捐金を送つて下さい。そして、彼らに自分たちが忘れられた存在ではないのだということを、示して下さい。

韓国原爆被害者協会の住所は

大韓民国ソウル特別市中区仁峴洞二街
七三一 豊田商街三層
社団法人韓国原爆被害者協会

(会長 趙 判 石)
（会長 趙 判 石）

△会計より△二月一日以後の会計報告は都合で次号にまわさせていただきました。懸念から御諒承下さい。

「わしら黙つとれん」

在韓被爆者の訴え

七三年秋からこの春にかけて、韓国の原爆被害者たちは、「いま私たち自身が立ち上がりなければ、韓国被爆者の救済は日韓両国政府はもちらん、地球上から永久に忘れられてしまうだろう」との危惧を深め、さまざまのアピールを行ないつつあります。

それは、日本国内で、ようやく韓国被爆者救援の輪が広がり始めたのに元気づけられたことと、被爆者の組織（韓国原爆被害者協会）が発足七年を経て土台が固まり、自力で援護をかちとする運動の準備と決意が生れて来たからです。もちろん、戦後三十年近くも放置されてきた韓国被爆者の救済は、前途に氣の遠くなるような難關が山積されたままです。だが、七三年十一月、韓国外務省は協会に、「原爆被害者救済について、日本政府と目下交渉中であります故、御了解下さい」との公文書を送つてきました。この中には具体的な内容は何一つ盛り込まれていませんが、韓国政府としては、被爆者に対する初の態度表明だつたのです。

いま、協会はこの公文書がただの紙きれ化しないよう、被爆者自身の手で内実化する

よう取り組みを始めています。「もう、わしら黙つとれん」——次の報告は、そうした被爆者の切実な訴えと行動です。

一、声なく帰つた遺骨に 七三年十一月十五日、長崎で被爆死した朝鮮人の遺骨百五十柱が二十八年振りに祖国に帰り、全羅南道の木浦に建てられた慰靈碑に安置されました。

いずれも日本統治時代、強制連行されて炭鉱で働かれていた人たちです。戦後、長崎県下の寺などに無縁骨としてほこりのかぶるままに放置されていたのを見かねた在日韓国人らの努力で、祖国帰還が実現したのです。だが、この日の慰靈祭には、強制連行と被爆の責任をとらねばならぬ筈の日本政府関係者は誰一人参加しませんでした。

「これじゃ、みな大死したも同然じゃ」「わしらも、これと一緒にやな」。遺骨帰還の新聞記事を見ながら、ソウルの被害者協会事務所で、誰からともなく、こんな声が出されたのです。そして、慰靈祭に自分たちも参加し、アピールをしようということに、なりました。

十四日夜、ソウル駅に趙判石会長と徐錫佑

副会長ら被爆者六名が集まりました。折りたたんだ横断幕には「日本政府は韓国被爆者に責任を負え。人類平和の犠牲となつた原爆被害者に補償せよ」と書いてありました。夜行列車はきついのですが、みんなの顔は紅潮していました。

翌日、六人は喪章をつけて慰靈祭の始まる午後一時前に会場に到着しました。木浦市長や一般市民約三百人が参加していました。趙会長はたずさえてきた声明文を読み出しました。

「日本は侵略戦争遂行のために、わが民族を同根同祖、内鮮一体、陛下の赤子等の甘言のもとに酷使し、いまとなつては知らんぶりをして……。目前の英靈のみでなく、原爆をうけて病氣と社会的冷遇に泣いて死んだ怨靈たち、そして今の瞬間も千秋の恨みを抱いて死にゆく被爆者は数えきれない。だが、日本政府は救護金、救護案の一片も示さず、今日の式にも、だれ一人参席して弔辞をささげる者がいないのは、人道上ありうべきことでしょうか。わたしたちは、悲劇が繰り返されないよう、核武器に反対し、平和建設のため斗争をここに誓います。」

このアピールは式典のプログラム外のことであったのですが、彼らとしては、せっぱつまつた行動であったのです。この声明文によると、三三菱重工業では、強制連行された朝鮮人三千人以上が働かされ、被爆したといわれています。そのうち機械工場にいた二百四十六人

市在住、五十九歳）の話はこうです。

「私は十二歳で日本に渡り、広島で国民学校を卒業し、理髪店に勤めていました。弟が三菱重工業機械工場で働く朝鮮人の寮の舍監をしていました。八月六日は工場内で会議中、せん光を浴びました。解放になつて徴用工の帰国船が出るというので、私と妻が残り、母と弟一人で、家、妹とその夫の計六人を先に送り出しました。ところが、やがて故郷から届いた便りはまだ一人も帰らずというのでした。

私は、夜も眠れず、やつと十一月上旬、百トンほどの貨物船をチャーターし、同郷の人々を乗せて広島沖から出発しました。ところが、こちらも途中台風に遭つて壱岐の小さな港に避難したところ、はじめは村民が停泊を

が四十五年九月中旬戸畠港から船で帰国する途中、台風にあって死みました。この事実は長い間隠れていたのですが、犠牲者たちの上司であつた深川宗俊氏（広島在住）が、執念の調査で、このほどやつとつきとめました。新聞紙上にも紹介されましたので、ご存じの方も多いでしょう。

この犠牲の責任と補償を日本政府、三菱重工業に要求しようと、いま韓国で広島三菱重工业微用韓国人被爆者遺族会（仮称）を結成する準備が進められています。差し当って、遺族会の世話をつとめる盧長寿氏（金泉本へ派遣する準備も進めています。

三、被爆者みんなが声を上げよう

私は、韓國原爆被害者協会に登録されている被爆者は約九千人。二万人と推定される生存者の半分近くです。だが、この登録会員全部に、協会の活動や日本国内での、例えばこの市民の会の活動が知らされているわけではありません。むしろ、こうした動きを知っているのは、ソウルの協会本部と釜山、陜川などの支部に集つてくる一握りの会員にしかすぎません。というのは、九割以上の会員は交通不便な山間部に居住しているので、たまに支部長が訪問してくる時以外は、自分の病状と生活の心配だけでせいいっぱいなのです。

許してくれませんでした。戦争が終つて、朝鮮に残つてゐる日本人がいじめられているから、そのお返しだ、というのです。私は、村長と交渉して、やつと命拾いしました。ところが、その近辺に朝鮮人の死体がたくさん漂着していたのです。当時、朝鮮への帰国船が遭難したという情報がいくつか流れていましたので、その死体が母や弟たちだとはすぐに思わなかつたのですが、今考えると、実はあの中に肉親の遺体があつたのです。悲劇は、盧さん一家だけではありません。

三三菱重工の犠牲は、朝鮮人被爆者のすべてのことを照らし出しています。強制連行され、武器製造にかりたてられ、原爆被害には一銭の補償もない……。だから、盧さんは三菱関係者だけに運動をとどめず、韓国人被爆者全休が救済されるためのバネになるよう運動を拡げてゆきたい、と願っています。

私は、夜も眠れず、やつと十一月上旬、百トンほどの貨物船をチャーターし、同郷の人々を乗せて広島沖から出発しました。ところが、こちらも途中台風に遭つて壱岐の小さな港に避難したところ、はじめは村民が停泊を

「これでは、被爆者の自覚とか、自立した運動などはできない」。こういう声が起り、

協会の活動だけでも会員全部に知らせなくてはと、協会ニュースのようなものを出そうといふことになりました。理事の林明燐さんが編集長となり、早ければ、四月中に第一号が出来る予定です。

内容は協会役員会の決定事項やお知らせのほか、被爆者全員がたとえ一行づつでも、自分の主張を記すことをねらっています。運動がすそ野をより広げができるように、この市民の会報や他の平和団体誌にも紹介されれば、もっと多くの人に知られることになるでしょう。

ただ、乏しい協会運営費の中から発行費用を捻出するのは、かなり苦しいようです。「みなさまの特別カンパを期待します」とは編集スタッフ一同の弁です。

ここにも新しい芽が生れつつあります。

わたしも一言

事務局 松井義子

四月二日、福田須磨子さんが紅斑症のため亡くなつた。長崎で被爆、その体験を詩に訴えて、三十三年「原子野」、四十四年「われな生きてあり」などの詩集を出しながら、援助は限界がある。日韓両国の政府レベルで原爆症のため入退院をくり返していた福田さんは、当市民の会発足のきっかけとなつた一九七一年八月の大坂森之宮労働会館での市民集会に、韓国原爆被害者協会の辛前会長と共に参加された時お目にかかったのが最初で

最後となつた。

戦後二十九年、人々の意識からはや「原爆」のことは消え失せてはいるが、こゝして現実に一人のかけがえのない生命が、自分の「原爆」のために奪われてゆくという事実を前にして、改めて「原爆許すまじ」、これは二度とくり返してはならない大罪であることを痛感させられた。福田さんにこの地で会えないことはさびしい。だが福田さんが命の限り叫びつけたものを、残された者がしっかりと受けとめてゆかねばならぬ。悲しみの中に心をひきしめて新しい意欲を燃やしてゆきたい。

うれしいニュースもあった。三月三十日、被爆治療のため密入国した韓国人孫振斗さんには被爆者健康手帳を交付すべきであるときれた福岡地裁の判決は、暗い長いトンネルを手探りで辿つていたような孫さんとその支援メンバーはもとより、在韓被爆者にとっても、一すじの光明がさした思いである。

戦後三十年近くもほのかむりしてきた日本政府の責任が改めてきびしく問われたのであり、今後の国外の被爆者に対する原爆医療については一刻も早く適切な対策がとられなければならない。こうして公に問題が明らかにされた以上、これまでのようない生ぬるい態度は、援助は限界がある。日韓両国の政府レベルで交渉が進まない限り、眞の解決はあり得ない

韓国原爆被害者協会の活動をバックアップして（これまで幾度か責任者たちが経済的肉体的限界に追いつめられてその存続も危ぶまれていたが）被爆者自身が韓国政府に働きかけ得るよう、ささやかながら応援をつづけることが求められている。昨夏来日された趙会長、徐副会長がしみじみ語って下さった。「この市民の会から月々送つて頂くお金で、なんとか協会の働きが支えられているのです。被爆者と連絡をとりながら資料を作り、何度も何度も足を運んでは訴え、政府の予算編成の中に、被爆者救援のためのものを取上げられるよう一生懸命いいます。どうやら、私たちの訴えに政府も応じてくれる様子なので、もう一息だと張切つております。日本の皆さんも何かと大変でしようが、どうかよろしくお願ひします。」

このような方法で送金することをきびしく批判して、皆の心のこもった尊いお金は、協会の経費に使うのではなく、直接氣の毒な被爆者に手渡んべきだと再三おっしゃつて来られる方があって心を痛めている。勿論、それで何らかの実効があるなら、私たちもそうしたい。皆同じ気持だと思う。しかし、在韓の二万の被爆者に対しては、私たちのわずかのお金は殆んど焼石に水である。石田先生もいわっているように、どうしても政府レベルに持つてゆかなければ眞の解決はあり得ない。という現実を見極めなければならない。そんなことはとうてい望めないことだから、ともいわれるが、孫さんのひたむきな訴えが通つたように、こつこつと地味な努力の積み重ねが何より大切だと思う。「急がば廻れ」である。

会 計 報 告

1972.9.28 ~ 1974.1.31

(前回より繰越)

748,145

(収入の部)

会 費 収 入	905,315
仮 払 金 戻 入	280,166*
	1,185,481

(支出の部)

韓国原爆被害者協会へ送金	440,144
経 費	
印 刷 費	65,700
通 信 運 費	20,660
雜 旅 費	3,720
電 話 料	6,605
事 務 用 品	
会 接 待 費	149,496
振 替 手 数 料	11,060
(経費小計)	257,241
	697,385

(差引残高)

1,186,241

*前回会計報告中の仮払金を精算するため、戻入りした。

本会計年度の期末における仮払金は零である。

月々十五万ウォンとなるよう韓国へ送金しているが、月々決まって送金して下さる方々により常時一定の金額が振替貯金に確保され、この間も、わが家の子供たちが、五、六年前お世話になった近くの小学校の先生が、心のこもった多額のカンパを集めて下さった。

重症の結核の友が、カンパ箱にたまつた一万円を送ってこられた。物価高にあえいでいるか。この間も、わが家の子供たちが、五、六年前お世話になつた近くの小学校の先生が、心のこもつた多額のカンパを集めて下さった。

日本人としてなすべきことをなすのみと、具

編 集 後 記

皆さま、お元気でいらっしゃいますか。一月にはお届けする予定であった機関誌の発行が、このようにまた大巾に遅れ、御心配をおかけいたしました。失礼をおゆるし下さい。そのような間にも、市民の会の運動を覚え、在韓被爆者たちの苦しみを覚えて、規則正しく御送金をつづけて下さる皆さまには、何と御礼を申し上げたらよいか、言葉を知りません。ほんとうに、もつたいくなう思っています。御協力を心より感謝申し上げます。

さて、他方、私たちの周囲の状勢は、かなり変わつてしまりました。それは、被爆韓国人孫振斗さんの勝訴によるのですが、これはまさに喜ばしい事件です。もちろん、福岡県は、この判決を不満として、直ちに福岡高等裁判所に控訴いたしましたから、決して楽観はできませんけれど、このように在韓被爆者の問題が、少なくとも正当に日本人の眼にも触れるようになり、まともに考え方の運動を一段と推し進めたいと思います。

(せきとう)